

令和6年度大磯町教育委員会第12回定例会議事録

1. 日 時 令和7年3月21日（金）
開会時間 午前9時30分
閉会時間 午前11時14分
2. 場 所 大磯町役場4階第1会議室
3. 出席者 府 川 陽 一 教育長
トーリー 二葉 委員
櫻 田 京 子 委員
大 槻 直 行 教育部長
齋 藤 永 悟 町民福祉部参事（こども政策・子育て支援対策本部担当）
波多野 昭 雄 学校教育課長
守 屋 清 志 生涯学習課長兼生涯学習館長
北 水 慶 一 生涯学習課旧吉田茂邸利活用担当課長兼郷土資料館長
小 林 琢 哉 子育て支援課長兼子育て支援対策本部担当課長
(こども家庭センター長兼子育て支援総合センター所長兼子育て支援センター所長)
佐 藤 聡 生涯学習課図書館長
辻 丸 聖 順 学校教育課コミュニティ・スクール推進担当主幹兼教育指導係長
田 中 恵 子 (書記) 学校教育課主幹兼副課長兼教育総務係長
4. 欠席者 濱 谷 海 八 教育長職務代理者
曾 田 成 則 委員
須 田 幸 年 学校教育課人事担当主幹
5. 傍聴者 6名
6. 付議事項
議案第23号 令和7年度大磯町教育委員会基本方針について
議案第24号 「学校の働き方改革に関する基本方針」の改定について
議案第25号 大磯町立図書館の設置、管理等に関する条例施行規則の一部を改正する規則
議案第26号 教育委員会事務局職員及び教育施設等の職員の人事異動について
議案第27号 大磯町学校運営協議会委員の委嘱及び任命について
7. 協議事項
協議事項第1号 「大磯町立学校における医療的ケア実施要綱」の制定等について

8. 報告事項

- 報告事項第1号 教育長職務代理者の指名について
- 報告事項第2号 高麗の山神輿について
- 報告事項第3号 図書館事業の開催結果について
- 報告事項第4号 博物館法改正に伴う登録博物館登録について
- 報告事項第5号 大磯町こども計画について
- 報告事項第6号 いじめに係る対応等について

9. その他

(開 会)

教育長) 皆様、おはようございます。本日はお忙しいところ、お集まりいただきましてありがとうございます。

それでは、ただいまから、令和6年度大磯町教育委員会第12回定例会を開催いたします。本日の会議の内容ですが、付議事項5件、協議事項1件、報告事項が6件でございます。本日は3名出席しておりますので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第3項の規定により、定例会は成立いたしました。

本日は傍聴を希望される方が見えておりますので、大磯町教育委員会会議規則第12条及び第17条の規定により、傍聴を許可いたします。

暫時休憩します。

～ 休憩 ～

【令和6年度第11回定例会の議事録の承認】

教育長) 休憩を閉じて再開します。

それでは、はじめに「令和6年度第11回定例会議事録」の承認をお願いします。

まず、「令和6年度第11回定例会議事録」は、お手元に配付しました内容のとおりでよろしいでしょうか。

各委員) 異議なし。

教育長) 異議なしの声がありましたので、「令和6年度第11回定例会議事録」については、ご承認いただいたものとします。

諸行事につきましては執行状況表のとおりです。

今後の予定につきましては、執行予定表をご参照ください。

本日の議事進行につきましては、議案第26号が人事案件となりますので、議案第23号、第24号、第25号、第27号の順に審議し、次に、協議事項第1号、次に、報告事項第1号から第6号の順に取扱い、最後に、議案第26号の順で審議を進めてまいりたいと思います。

ご協力をお願いします。

【議案第23号 令和7年度大磯町教育委員会基本方針について】

教育長) それでは、議事に入ります。

はじめに、議案第23号『令和7年度大磯町教育委員会基本方針について』を議題といたします。

書記より議案の朗読をお願いします。

書記) 議案第23号『令和7年度大磯町教育委員会基本方針について』、本文については省略いたします。令和7年3月21日、大磯町教育委員会教育長、府川陽一。

以上です。

教育長) それでは事務局から、提案理由の説明をお願いします。

教育部長) 議案第23号『令和7年度大磯町教育委員会基本方針について』、提案理由の説明をいたします。

本案につきましては、令和7年度における教育行政を実施するにあたり、「令和7年度大磯町教育委員会基本方針」を決定することについて、大磯町教育委員会教育長事務委任規則第2条第1項第1号の規定に基づき、教育委員会の承認を求めるものでございます。

詳細につきましては、学校教育課長が説明いたしますので、よろしくご審議くださるよう、お願いいたします。

学校教育課長) 議案第23号『令和7年度大磯町教育委員会基本方針について』、ご説明いたします。

説明資料をご覧ください。

資料1は、1ページから8ページまでで、令和7年度大磯町教育委員会基本方針となっております。

資料2は、9ページから21ページまでで、前年度対比表になります。左側が令和7年度のもの、右側が令和6年度の内容となっており、色付けされた部分が修正・加筆等を行った部分になります。

教育委員会基本方針は、年度ごとの予算に基づき、新たな施策や事業について記載するようにしております。令和5年11月には、教育ビジョンとして『わくわくプラン』を策定しましたので、令和7年度は引き続きこれらを具体的に進めていく考えでおります。

学校教育では、建設関連の資材や人材の不足などにより、開園予定が令和8年度から令和9年度となった大磯幼稚園の公私連携幼保連携型認定こども園への移行については、設置運営事業者や保護者との協議を行い、新園舎の整備工事を進めてまいります。

また、たかとり幼稚園の各保育室やホールなどのフローリング修繕などを行い、こどもたちが笑顔で健やかに成長できる保育・教育環境の充実を図ります。

小中学校では、各学校において、学校(チーム)担任制や、ティームティーチングや少人数指導等、指導方法の工夫改善等の研究に努めます。

『大磯町いじめ防止対策基本方針』の改定を進めるとともに、方針に基づきいじめ問題への取組みを着実に進めます。引き続き、いじめ防止の研修を進めるとともに、スクールロイヤーとの連携を図りながら、1人1台端末を活用した児童・生徒の心の健康観察アプリを活用するなど、未然防止に積極的に努めるとともに、引き続き、重大事態の対応及び再発防止に取り組めます。

安全・安心な学校施設環境整備を推進するため、小中学校4校において、空調未設置である特別教室等への空調整備、及び大磯小学校トイレ改修に向けた設計業務委託を実施します。

国が示した学校部活動地域連携の方向性を踏まえ、大磯町では部活動の枠組みは残したままで、まずは休日に、町が委託する総合型地域スポーツクラブから指導者を派遣する形で指導体制を整え、「大磯式部活動」の取組みを進めながら、現状に最適化した部活動の形を構築します。

中学校給食については、実施手法と施設建設の検討を進めるとともに、再開までの間の昼

食支援策として、引き続き、希望者に対するお弁当の販売、及び昼食費補助により保護者の経済的負担を軽減します。

各小学校での「学年（チーム）担任制」に係る研究委託事業、「幼保小の架け橋プログラム」研究などの特別研究を行います。

生涯学習関係では、大磯町第三次生涯学習推進計画の適正な進行管理を行い、計画の実効性を高めるとともに、計画の中間年として成果の検証と評価を行います。

また、子どもたちの学びや成長を支える地域学校協働活動の充実を図るため、地域学校協働本部の設置に努めます。

さらに、各地区子ども会等の関係団体と連携を図り、子どもの健全な育成を支援します。

図書館では、「大磯町立図書館サービス計画（附）第5次大磯町子ども読書活動推進計画」を策定します。

また、図書館コンピュータ・システムを更新し、ホームページをリニューアルします。特に「テーマ別図書館資料の紹介」、「郷土資料の紹介」、「SNSを活用した発信」、「電子図書館の活用」など図書館情報の提供に努めます。

郷土資料館では、終戦80年を迎えるにあたり、郷土資料館と旧吉田茂邸において戦争の記憶を伝える展示を開催します。

また、子どもが楽しみながら、大磯町の歴史、文化、自然を学べる事業を実施します。

さらに、燻蒸を実施し、博物館資料をより良い状態で保存・活用するための環境づくりに努めます。

以上、令和7年度に進めていく施策を一部抜粋してご説明させていただきました。

令和7年度の教育委員会基本方針の説明につきましては、以上になります。

よろしく願いいたします。

教育長） ただいま事務局から説明がありましたが、ご質問、ご意見があればお願いします。

<意見>

トリー委員） こちらも今までの対応で何度も説明を受けておりますので、特に異論はございません。すごくすっきりと分かりやすくなったかなという感じです。うまくまとめたいてありがとうございます。こちらでよろしいのではないかと思います。

櫻田委員） ご説明ありがとうございます。私も町民としては伺っていたんですが、詳しい資料は初めて拝見しましたので、よく理解できました。

1点質問なんですけれども、部活動の関係で、学校部活動地域連携ということで、町が委託する総合型地域スポーツクラブというのが出ていたんですが、この辺が私も知識がなかったもので、具体的にはどういうスポーツクラブなんですか。教えていただけますでしょうか。

学校教育課長） これから契約となりますけれども、総合型の地域スポーツクラブ、町内に1か所、星槎のスポーツクラブがありますので、そちらとの契約を考えております。

以上です。

櫻田委員） ありがとうございます。以上です。

教育長) よろしいでしょうか。

質疑を打ち切り、採決に入ります。

議案第 23 号について、原案どおり、ご異議ありませんでしょうか。

各委員) 異議なし。

教育長) 異議なしの声がありましたので、議案第 23 号『令和 7 年度大磯町教育委員会基本方針について』は、原案どおりご承認いただいたものとします。

【議案第 24 号 「学校の働き方改革に関する基本方針」の改定について】

教育長) 次に、議案第 24 号『「学校の働き方改革に関する基本方針」の改定について』を議題といたします。

書記より議案の朗読をお願いします。

書記) 議案第 24 号『「学校の働き方改革に関する基本方針」の改定について』、本文については省略いたします。令和 7 年 3 月 21 日、大磯町教育委員会教育長、府川陽一。

以上です。

教育長) それでは事務局から、提案理由の説明をお願いします。

教育部長) 議案第 24 号『「学校の働き方改革に関する基本方針」の改定について』、提案理由の説明をいたします。

本案につきましては、令和 3 年 3 月に策定した「学校の働き方改革に関する基本方針」において、取組内容に追加等の改定を行うため、大磯町教育委員会教育長事務委任規則第 2 条第 1 項第 1 号の規定に基づき、教育委員会の承認を求めるものでございます。

詳細につきましては、学校教育課コミュニティ・スクール推進担当主幹が説明いたしますので、よろしくご審議くださるよう、お願いいたします。

コミュニティ・スクール推進担当主幹) 議案第 24 号『「学校の働き方改革に関する基本方針」の改定について』、ご説明いたします。

説明資料の 1 ページをご覧ください。

平成 31 年 1 月に文部科学省が、「公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドライン」を策定しました。これにより、各市町教育委員会において上限規制の取り扱いを定め、適正に運用されることが求められました。

このことを受け、神奈川県においても、令和元年 10 月に、「神奈川県の教員の働き方改革に関する指針」が策定されました。

また、令和元年 12 月には、いわゆる給特法の一部を改正する法律が可決、成立し、ガイドラインを法的根拠のある「指針」に格上げすることになりました。

このような動きを受けて、大磯町教育委員会では、「大磯町立学校職員安全衛生委員会」において学校現場の教員の意見等も伺うなどして、令和 3 年 3 月の教育委員会定例会において「学校働き方改革に関する基本方針」を定めました。

これ以降、本方針をもとに大磯町では学校の働き方改革のための取組みを継続的に推進してまいりましたが、ここ数年の間に、「共同学校事務室の設置」や「学校運営協議会の設置

による、町立学校のコミュニティ・スクール化」、そして今年度からの「大磯式部活動の実施」等、現在の方針に記載のない取組みが進んできたため、整合性を保つ必要から今回改定を行うこととなりました。

定めた主旨等に大きな変更はなく、あくまで、基本方針と町の取組みの整合性を図るための改定と御理解いただければ幸いです。ご審議のほどよろしく願いいたします。
教育長) ただいま事務局から説明がありましたが、ご質問、ご意見があればお願いします。

神奈川県では今、その2ページ目にありますように、働き方改革を踏まえて、1か月の教職員の在校等時間の総時間から、要するに勤務時間、1か月あたりの勤務時間外の活動が45時間以上にならないように。あるいは、1年間360時間以上にならないようにと。いわゆる働き方改革を、まずは時間から攻めていって、その範囲内でやろうと。

でも、急には無理だから、3年間のうちにこの目標を達成しようというような呼びかけが、再三、県教委から指導を受けているところで、それを受けて町教委は取り組んでいるところです。

ご質問、ご意見がありましたら、よろしく願いいたします。

<質疑応答>

トリー委員) 今のお話ですけれども、現実態として、どの程度達成できているというか、100%これを達成できているのか、ちょっとお聞きしたいのですが。

コミュニティ・スクール推進担当主幹) 1月の勤務時間外、いわゆる残業と言われているものにつきましては、行事や、そのときにまとめなきゃいけない業務などがあつたりして多少のばらつきはあります。

けれども、着実に、今教育長が言っていた、月の在校時間、45時間、残業が超えない教員、360時間を超えない教員、これは小学校のほうでは、大分減少してきたかなというところでは把握はしているんですけれども、まだまだ、やはり中学校教員、一部、この45時間以上働いている教員がいるという部分になっていて、正直言うと、偏りが少し見られるかなと、教員によっては。そんな状況も今把握をしております。

その偏りが、その教員の働き方の、そもそものやり方、丁寧さだとか、そういうところにつながるものなのか。それとも、校務分掌、いわゆる業務としてその方が大分担ってしまっているのか。この辺をもう少し精査しなければいけないのかなというところで、ほとんどがその教職員の方の働きの仕方による、櫻田委員からも後でお話、高校の状況なんかもいただけると有り難いんですけれども、我々としてもその辺にあるのかなと。

ですから、チームとして、業務をもう少し分担できないかとか、後は、そもそも学校の行事だとか、教育活動の中で、本当に必要なものなのかどうか。この辺は少し精査をしていかなきゃいけないのかなと。

ただ、一方的にまた精査をすると、子どもたちの成長の機会を、教員の働き方改革の名目で減じているというふうに捉えかねないこともありますので、その辺も含めて、コミュニティ・スクールだとか、様々、地域の方、保護者の方々からもご意見をいただきながら変えていくということも必要だと思えます。

今、こういった基本方針を出させていただくことによって、着実にではありますけれども、時間外勤務をする教員が減ってきているかとは認識をしております。

以上です。

トリー委員) 先生方によっては、苦にならないで、自分がそこまでやらないと気が済まないとか、いろいろな先生もいらっしゃると思うので、その辺のブレーキのかけ方も難しいのかなと思いますけれども、何しろ、教える側の心身が崩れては、子どもの教育に影響がすごく出てしまいますので、その辺のことをまた注意しながら続けていっていただけたらと思います。

ありがとうございます。

櫻田委員) ご説明ありがとうございます。今、高校の立場からということでお話があったので。

高校も中学校も小学校も、基本的には一緒だと思います。今、働き方改革ということもすごく言われていて、教員の仕事はブラックだという話も非常に言われるところなんですけど、実際、それは学校の中で働いている人間にとって非常にうれしい言葉ではないですね。

これから教員になりたいという子どもたちも、そんなにひどいところだったら、教員になりたくないということで、教員志望者は減ってしまっているという現状があると思います。

今、国も大磯町も、やっぱり働き方改革ということで、取りあえず環境から何とかしようというふうに頑張っているところなので、これはもう粛々と進めていき、かつ、やっぱり教員の意識を私は変えないといけない部分がすごく大きいと思います。一人一人の先生方の仕事の取組み方というのはいろいろで、本当に丁寧にやる方もいらっしゃるし、あるいは、業務がある数人の教員に偏ってしまっているという現状も、学校って、やっぱりあるんですね。でもその辺は、管理職がちゃんとそういうことがないような形でいろいろな目配りというか、整えていくということも求められていると思います。

それで、今、こういう形で環境は整いつつあるので、これを何とか、学校として、チーム学校ということで進めて行くというのが今の段階だと思いますので、ぜひ頑張ってくださいと思います。

以上です。

教育長) ありがとうございます。

教育委員会としても、県教委の指導の下、時間外勤務の調査を1か月ごとに集計をしています。その実態を申し上げますと、やはり、中学校においては、月45時間以下ではなくて、約60時間、平均して、今の令和6年度の実態を見ますと、中学校については60時間程度になっています。そして、偏り、櫻田委員がおっしゃったように偏りもあって、とりわけ中学校の2校においては、二、三の人が80時間から100時間というときもありまして、その都度、学校長が実態を見て指導をしているんですが、それでも、その一部の方の実態は変わっていないと。

では、その原因はどういうところにあるのかということなんですが、実際、私もその各校二、三名の先生と膝を交えて指導をさせていただく予定でいます。

ということで、ご意見をありがとうございます。

そのほか、意見はございますでしょうか。

トリー委員) その二、三の先生、すごく思いがあって、やる気があってやられているとなると、その辺を、自分がこんなに一生懸命、本当にやっているのに、そして子どものためを思って動いているのにという、その思いを潰してしまうと、またこれ、ばかばかしいとなってしまう。やる気がなくなってしまう。そういうことにならないように、ご指導の難しさもきっと出てくるかと思えます。

嫌々80時間、100時間というのは、ちょっとできないと思うので、恐らくその先生なりの考え方もあるのかと思うので、その辺の気持ちを尊重しつつ、だけれど、という部分で、これ、本当にちょっと大変なお仕事になるかと思えますけれども、ぜひよろしく願いいたします。

確かに今、教職員の成り手が、なりたいという方も本当に少ないですね。それではこれからの教育、困ってしまいますので、環境を整えるように、ご尽力いただけたらと思いますので、よろしく願いいたします。

教育長) ありがとうございます。

やる気をなくさないような指導もなかなか難しいのですが、やはりけじめをつけていただくということも、同時にやってまいりますので。あと3年間、取組みを着実にやってまいります。

教育長) よろしいでしょうか。

質疑を打ち切り、採決に入ります。

議案第24号について、原案どおり、ご異議ありませんでしょうか。

各委員) 異議なし。

教育長) 異議なしの声がありましたので、議案第24号『「学校の働き方改革に関する基本方針」の改定について』は、原案どおりご承認いただいたものとします。

【議案第25号 大磯町立図書館の設置、管理等に関する条例施行規則の一部を改正する規則】

教育長) 次に、議案第25号『大磯町立図書館の設置、管理等に関する条例施行規則の一部を改正する規則』を議題といたします。

書記より議案の朗読をお願いします。

書記) 議案第25号『大磯町立図書館の設置、管理等に関する条例施行規則の一部を改正する規則』、本文については省略いたします。令和7年3月21日、大磯町教育委員会教育長、府川陽一。

以上です。

教育長) それでは事務局から、提案理由の説明をお願いします。

教育部長) 議案第25号『大磯町立図書館の設置、管理等に関する条例施行規則の一部を改正する規則』、提案理由の説明をいたします。

本案につきましては、令和6年12月2日以降、現行の健康保険証の新規発行が終了したこ

とを受け、館外利用登録カードの住所確認欄を変更するため、大磯町教育委員会教育長事務委任規則第2条第1項第2号の規定に基づき、教育委員会の承認を求めますのでございます。

詳細につきましては、図書館長が説明いたしますので、よろしくご審議くださるよう、お願いいたします。

図書館長) 議案第25号『大磯町立図書館の設置、管理等に関する条例施行規則の一部を改正する規則』について、説明いたします。

改正概要としましては、図書館の館外利用登録カードの「事由別」及び「住所確認欄」を見直し、所要の改正を行うものです。

改正内容について説明いたします。

説明資料の4ページ、現行規則を抜粋した「第1号様式」をご覧ください。

まず、館外利用登録カードの右側中段の「事由別」につきまして説明いたします。新規登録を行ったときの「新規」、再発行を行ったときの「再発」、住所変更などを行ったときの「変更」の3つの事由を示しています。

今回、内容更新手続きを行ったときの「更新」を新たに加えました。

つぎに、館外利用登録カードの最下段の「住所確認欄」につきまして説明いたします。「住所確認欄」は利用登録の際に内容確認を行った証明証を示しているものです。

今回、「住所確認欄」の、「健康保険証」の表記を令和6年12月13日付け町民課長からの依頼事項「保険証新規発行停止に伴う通知等の文言の修正について」に基づき、「住所確認欄」の「保険証」を「健康保険資格確認書等」に改めます。

また、内容確認時に提示される頻度が多くなってきた「マイナンバーカード」を新たに加えます。

2ページと3ページにお戻りください。新旧対照表をご覧ください。右が現行で左が改正案となります。

施行日は、公布の日からとなります。

説明は以上となります。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

教育長) ただいま事務局から説明がありましたが、ご質問、ご意見があればお願いします。

<質疑応答> なし

教育長) よろしいでしょうか。

質疑を打ち切り、採決に入ります。

議案第25号について、原案どおり、ご異議ありませんでしょうか。

各委員) 異議なし。

教育長) 異議なしの声がありましたので、議案第25号『大磯町立図書館の設置、管理等に関する条例施行規則の一部を改正する規則』は、原案どおりご承認いただいたものとします。

【議案第27号 大磯町学校運営協議会委員の委嘱及び任命について】

教育長) 次に、議案第27号『大磯町学校運営協議会委員の委嘱及び任命について』を議題といたします。

書記より議案の朗読をお願いします。

書記) 議案第27号『大磯町学校運営協議会委員の委嘱及び任命について』、本文については省略いたします。令和7年3月21日、大磯町教育委員会教育長、府川陽一。

以上です。

教育長) それでは事務局から、提案理由の説明をお願いします。

教育部長) 議案第27号『大磯町学校運営協議会委員の委嘱及び任命について』、提案理由の説明をいたします。

本案につきましては、「大磯町学校運営協議会規則」第7条の規定に基づく、新たな委員を委嘱又は任命するため、大磯町教育委員会教育長事務委任規則第2条第1項第10号の規定に基づき、付議するものでございます。

詳細につきましては、学校教育課コミュニティ・スクール推進担当主幹が説明いたしますので、よろしくご審議くださるよう、お願いいたします。

コミュニティ・スクール推進担当主幹) 議案第27号『大磯町学校運営協議会委員の委嘱及び任命について』、補足説明をさせていただきます。

説明資料の1ページ、委嘱理由をご覧ください。

本議案は、大磯町学校運営協議会規則の規定に基づき、令和7年度の大磯町学校運営協議会委員を委嘱及び任命するため、教育委員会の承認を求めるものでございます。

議案第27号及び説明資料の2ページをご覧ください。

今回、提案させていただく委員の方々は、規則第7条第1項に記載しておりますが、保護者、地域住民、対象学校の運営に資する活動を行う者、対象学校の校長、学識経験者、関係行政機関の職員などの中から、現時点で委員として確定している方のみ、学校長、園長よりご推薦いただきました。

任期は、令和7年4月1日から令和8年3月31日までの1年間となります。

なお、学校長、園長については、4月1日に配置が決まりますので、改めて4月の令和7年度第1回大磯町教育委員会定例会において、付議をさせていただきます。

また、今後推薦される学校運営協議会委員についても、4月以降の定例会にて随時付議をさせていただきます。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

教育長) ただいま事務局から説明がありましたが、ご質問、ご意見があればお願いします。

<質疑応答> なし

教育長) よろしいでしょうか。

質疑を打ち切り、採決に入ります。

議案第27号について、原案どおり、ご異議ありませんでしょうか。

各委員) 異議なし。

教育長) 異議なしの声がありましたので、議案第27号『大磯町学校運営協議会委員の委嘱及び任命について』は、原案どおりご承認いただいたものとします。

【協議事項第1号 「大磯町立学校における医療的ケア実施要綱」の制定等について】

教育長) 続きまして、協議事項に移ります。

協議事項第1号『「大磯町立学校における医療的ケア実施要綱」の制定等について』、事務局より説明をお願いします。

コミュニティ・スクール推進担当主幹) 協議事項第1号『「大磯町立学校における医療的ケア実施要綱」の制定等について』、ご説明いたします。

この要綱の作成目的ですけれども、大磯町立小学校及び中学校に登校し、日常的に医療的ケアを必要とする児童生徒に対し、安全に医療的ケアを実施するために必要な事項を定めるものとなります。

医療的ケアとは、疾病等の治療を目的としない、児童生徒の日常生活を営む上で必要な医療的行為の範囲で、医療的ケアを実施する看護職員が当該医療行為を行うことに支障がないと主治医が定め、主治医から指示を受けたものを指します。

この要綱では、医療的ケアを行う者、実施申請について、申請から審議を経て承認するまでの手続きについて、などを定め、5ページ以降は、申請から状況報告までの様式集とする予定となっています。

現在、大磯町立学校に在学及び入学予定の児童生徒について、看護職員が実施する医療的ケアを必要とするお子さんは在籍しておりませんが、今後の児童生徒の転入学や事故・疾病等で医療的ケアを実施する必要が生じた際には、この実施要綱を基に、その実施を進めていくこととなります。

今後、制定された実施要綱を基に、医療的ケアの実施に関する総合的な基準を示すとともに、実施上の配慮事項、適切な校内の実施体制等について定めた「大磯町立学校における医療的ケア実施に関するガイドライン」もあわせて整備していく予定であります。

本日につきましては、この実施要綱の制定に関しまして、教育委員の皆さまにご意見等をいただきたく、ご協議のほどよろしくお願いいたします。

教育長) ただいま事務局から説明のありました件について、ご意見、ご質問等があればお願いします。

<質疑応答>

櫻田委員) ご説明ありがとうございます。

医療的ケア安全委員会というのを設置されるということになるんですが、これについては、そういう、該当の児童・生徒の入学が決まってからということですか、それとも、日常的にそれはもう設置されるものというふうにお考えなんでしょうか。

コミュニティ・スクール推進担当主幹) 現在のところは、そういうお子さんが入るという状況になって、改めて設置をするということに、予定しております。

以上です。

櫻田委員) もう1点なんですが、看護職員というのは、立場的には教員なんでしょうか。それとも、看護師さんという方がここに入るという形なんでしょうか。

コミュニティ・スクール推進担当主幹) 現時点では、教員ではなく、外部から看護職員、看

看護師の方を採用させていただくというような対応を採らせていただく予定です。

トリー委員) そうすると、そういうケアの必要なお子さんがあるときのみ設置なのかしら、やっぱり。

コミュニティ・スクール推進担当主幹) 正直言うと、今までこういった要綱が定まっていなかったというところは、こういった医療的ケアが必要なお子さんが、今まではほとんど町ではいなかったというところや、特別支援学校、県立のほうに進学されていたのではないかと、いうところが、事情としてはありました。

ただ、昨今、やはりインクルーシブな考え方とか、地域の学校でそういう配慮が必要なお子さんも受け入れていくと、そういった考えのもと、いろんな他市町でも、こういった医療ケアが必要なお子さんを、地域の学校で受け入れていくというような考えがほぼ大勢を占めるような形になっております。

大磯町についても、そういった保護者やご本人のご希望に、やっぱりきちんと答えていかなければいけないというところで、遅ればせながらの要綱設置とはなっているんですけども、そういった意味では、速やかに設置はしていきたいと。

ただ、今、委員のおっしゃった、安全、その委員会の設置というところについては、当然、学校のほうでは就学に向けた支援委員会みたいなものは毎年度実施しておるので、今のところはそういったところが代わりになるのかなと。

今回協議いただきまして、改めて要綱の体裁等も整えさせていただいて、今、並行して医師会だとか、いろいろな関係団体にもこの要綱についてのご意見をいただいておりますので、体裁を整えたところで、翌年度、すぐに定例会のほうで付議させていただいて、しっかりした形のを定めた上で、今、委員からご質問のありました、安全委員会の在り方だとか、設置のところについては、しっかりと学校と協議をして、そういった準備、対応が後手にならないように、学校とともに便宜を図っていききたいと考えております。

以上です。

トリー委員) その看護師さんみたいな方も、どなたも該当者がいないのにずっと常に、常時学校に詰めているという形も難しいかと思うので。

ただ、そういう事例が出たときに、すぐに手配が抜け落ちないように、準備を進めていただけたらと思います。

よろしく願いいたします。

教育長) この1ページで、委員会に属すべき委員は学校長以下、ここに載っていますけれども、町民福祉部、町長部局のメンバーは特に考えてはいないのでしょうか。

コミュニティ・スクール推進担当主幹) 当然、町のお子さんですので、福祉課のほうの、障害福祉の係のほうとも連携を取っていく必要もあるかと思っておりますし、お子さんが通う地域のそういった施設等々とも連携を取る必要があると思っておりますので、一応委員会に属する者として、学校長が必要を認める者と、そういった記載もしておりますので、そのお子さんの状況、様子、あとは関係する機関の状況に応じて、必要な方は、しっかり学校長のほうでその委員会のほうに入れていくという対応は取っていききたいと思っておりますし、それを学校任せにするの

ではなくて、教育委員会側のほうでも、しっかり伴走していくということは取り組んでいきたいと思います。

以上です。

教育長) よろしいでしょうか。

該当児童・生徒が生じた場合は、医療的ケアをしっかりと、教育委員会、あるいは福祉課としっかり連携して、慎重にやっていきたいと考えます。

よろしいでしょうか。

それでは、いただきましたご意見を踏まえて、業務を進めさせていただきたいと思います。

【報告事項第1号 教育長職務代理者の指名について】

教育長) それでは、報告事項に入ります。

それでは、報告事項第1号『教育長職務代理者の指名について』、事務局より報告をお願いします。

学校教育課長) 報告事項第1号『教育長職務代理者の指名について』、ご報告をいたします。

報告資料の裏面をご覧ください。

4月1日以降の教育長職務代理者につきまして、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第13条第2項の規定に基づき、本日、令和7年3月21日に、トーリー二葉委員が教育長から指名されたことについて、ご報告いたします。

なお、任期については、通例では、原則1年を目安とし、年度を一つの区切りとして、4月1日から翌年3月31日として整理していくこととしておりますが、トーリー二葉委員の任期が令和8年3月16日までとなっておりますので、教育長職務代理者の任期につきましては、令和7年4月1日から令和8年2月28日としております。

報告は、以上です。

教育長) ただいま事務局から報告のありました件につきまして、ご質問、ご意見があればお願いします。

<質疑応答> なし

教育長) よろしいでしょうか。

トーリー委員) よろしく願いいたします。

【報告事項第2号 高麗の山神輿について】

教育長) 次に、報告事項第2号『高麗の山神輿について』、事務局より報告をお願いします。

生涯学習課長) 報告事項第2号『高麗の山神輿について』、ご説明いたします。

高麗の山神輿は高麗地区にある高来神社の春季大祭に行なわれる特殊な神事で、神霊を神輿に移して、ふもとから山頂まで担ぎ上げるといったたいへん珍しい行事となります。町の指定民俗資料になっており、令和7年は4月19日土曜日の夜に行われる予定です。

実施にあたり、町では町広報等による周知や町指定文化財保存管理奨励交付金の交付、親綱の引き手募集について支援を行っております。

なお、令和7年度の引き手の募集については山神輿保存会と調整し、町広報4月号への記事掲載や、ライフビジョン等を利用したSNS発信を予定しています。

説明は以上です。

教育長) ただいま事務局から報告のありました件につきまして、ご質問等があればお願いします。

<質疑応答>

教育長) 私から質問がありますが、4月第3土曜日に神輿を担ぎ上げるということで、私が去年聞いた話だと、大磯高校の生徒が何名か参加してくれて非常にありがたいということですが、次年度も引き続き、その大磯高校の生徒は参加してくださるのでしょうか。

生涯学習課長) 昨年度、大磯高校の方が山神輿保存会の方からの招致により、参加しました。

昨年参加された方につきましては、来年受験ということで、その方々は参加できないということですが、高校につきましては、一応周知という形で協力のほうのご依頼はさせていただいておりますが、まだ確証は取れていません。

教育長) 卒業してそれが継続するかどうかは、まだお願いはしていないということでしょうか。自主的な活動なので、こちらからは、周知と言いましたけど、お願いではなくて、来年はどうされますかという呼びかけをされたということですか。

生涯学習課長) お願いはしておりますけど、昨年された生徒の方につきましては、この4月から3年生になります。それで受験も控えておりますので、去年参加していた個人の生徒の方は参加は難しいということです。他にも生徒はいらっしゃいますので、こういった山神輿があるという形の周知というのはお願いはしております。

以上です。

教育長) 若者が一人でも多いと盛り上がりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

トーリー委員) 担ぎ手もだんだん、探すのが大変になってきますよね。大磯高校と協定を結ぶといいですね。

櫻田委員) 担ぎ手のことなんですけど、大学生とかには声をかけたりしているのでしょうか。

生涯学習課長) 保存会のほうからご相談を受けまして、大磯町に星槎がございますので、そちらにもご相談させていただいたんですけども、星槎のほうはスポーツに専門的な大学でありまして、大会とかがいわゆる控えておりまして、特にこの山神輿に関しましては、かなり危険というか、けがをする可能性もあるので、スポーツ選手についてはちょっと難しいという回答をいただいております。

以上です。

トーリー委員) 町内の大学生とか高校生に広報で呼びかけるというのも、どうなのでしょうね。

生涯学習課長) その辺は、大学生、全体的に、一般的に含めまして、広報の掲載と、あと、今年はライフビジョンとか、ラインとか、公式ラインにおきまして、周知を行っていく予定です。

教育長) よろしいでしょうか。

【報告事項第3号 図書館事業の開催結果について】

教育長) 次に、報告事項第3号『図書館事業の開催結果について』、事務局より報告をお願いします。

図書館長) 報告事項第3号『図書館事業の開催結果について』、説明いたします。

裏面をご覧ください。

たかしまてつを絵本パネル展の開催結果についてでございます。

このパネル展は、絵本の原画印刷パネル及び関連資料を鑑賞することにより、絵本の魅力、絵が持つ素晴らしさを感じてもらおうとともに、読書のきっかけ作りとするため開催しました。入場者数は522人でした。

たかしまさんの SNS を見て、町内はもとより遠くは北海道から来場の方もありとても沢山の方に展示を楽しんでいただけました。「いきものたちそれぞれの特徴がよく出ていて感心します。」、「2階へ上がる階段にも、とりが飾られていて楽しくなりました。絵本だけではなく、パッケージにも色々なイラストを描いていらっしゃるんですね。これからは、そういうものにも目を向けて楽しみたいと思います。」、「ここへ来て良かった。書いてらっしゃる絵、作品をみせて頂きありがとうございました。なんだか得した気分になりました。大磯に移り住んできて良かったと思いました。」、「お仕事の幅が広く驚きました。絵本に描かれたキャラクターは全て愛らしく、命をもってそのキャンパスの本の中で楽しげに生きているように見えました。」、

「家で読んでいる本がいくつもあって、『一緒だね!』とてもうれしそうな3才。我が家ではおなじみの絵本たちなので、とても楽しい時間をすごさせていただきました。」などの感想が寄せられました。

そのほかは、記載のとおりとなります。

報告は以上となります。

教育長) ただいま事務局から報告のありました件につきまして、ご質問等があればお願いします。

<質疑応答> なし

よろしいでしょうか。

【報告事項第4号 博物館法改正に伴う登録博物館登録について】

教育長) 次に、報告事項第4号『博物館法改正に伴う登録博物館登録について』、事務局より報告をお願いします。

郷土資料館長) 報告事項第4号『博物館法改正に伴う登録博物館登録について』、説明をいたします。

博物館とは、歴史、芸術、民俗、自然科学等の資料を収集、保管し、展示や教養、リクレ

ーション等の必要な事業を実施し、あわせて資料に関する調査研究を行うことを目的とする機関です。対象とする資料に応じて、歴史博物館、美術館、水族館、動物園、植物園に分けることもできます。

日本において、博物館は博物館法で規定されており、登録博物館と指定施設、博物館類似施設の3つに区分されます。

登録博物館、指定施設、類似施設の違いですが、登録博物館は、基本的運営方針に基づき、公益性をもって博物館を運営する体制を整備している施設で、学芸員が置かれ、年間150日以上開館していることなどが博物館法、登録審査基準に示されています。

指定施設は、博物館に類する事業を行い、学芸員に相当する職員が置かれている施設です。類似施設は、博物館法の規定による登録又は指定を受けていない施設です。

博物館法は、昭和26年に制定されましたが、法の制定から約70年が経過し、博物館をめぐる環境は変化してきました。博物館には、まちづくりや国際交流、観光・産業、福祉・教育等の関係機関と連携した文化施設として役割がもともとめられるとともに、新型コロナウイルス感染症の影響下での経験から、博物館が有する多様なコンテンツのデジタル・アーカイブ化を加速させる必要性も高まっています。

博物館が社会教育施設と文化施設として双方の役割、機能を担い、社会の変化に応じた博物館の実現を図るため、令和4年4月15日に博物館法が改正され、令和5年4月1日に施行することになりました。

改正された博物館法では、資料を取り扱う体制や、学芸員を含む職員の配置、施設・設備について新しい基準を定めて登録博物館登録のしなおいしさをすることが規定されておりますが、大磯町郷土資料館は申請手続きが完了し、令和7年2月25日に博物館登録原簿に登録されました。記号番号は、神奈川第10号で、県内の博物館では10番目に早い登録となりました。ちなみに町が運営する博物館としては、第1号の登録です。

登録博物館のメリットとしては、信用や知名度の向上が期待されることと、美術品補償制度の利用ができることがあげられます。

説明は以上です。

教育長) ただいま事務局から報告のありました件につきまして、ご質問等があればお願いします。

<質疑応答>

教育長) じゃあ、まず私から。町、10番目ということで、よかったなと思いますが、今後、知名度をさらに向上させるための取組みについて、館長さんから一言お願いいたします。

郷土資料館長) まずは、情報発信ということを考えておまして、デジタルアーカイブ、当館が所蔵している資料の情報とか、館の活動の様子など、情報発信をして、魅力を高めていきたいと考えております。

以上です。

教育長) よろしいでしょうか。

【報告事項第5号 大磯町こども計画について】

教育長) 次に、報告事項第5号『大磯町こども計画について』、事務局より報告をお願いします。

子育て支援課長) 報告事項第5号『大磯町こども計画について』、説明させていただきます。

令和6年度において、こどもたちの声を直接聴くとともに、この定例会においてもご意見をいただくなど、多くのみなさまのご意見やご協力をいただきながら策定を進めてまいりました本計画について、完成しましたので、本日はお手元にお配りさせていただきました。

お配りした計画は、大磯町こども計画（本紙）、大磯町こども計画（概要版）、大人向けになります。大磯町こども計画（やさしい版）の3点になります。

本計画は、令和4年の「こども基本法」、国における「こども大綱」を考慮した計画で、令和7年度から令和11年度の5年間を計画期間としております。

こどもや子育て世代の声を可能な限り反映させた計画となっており、誕生前から乳幼児期、学童期、思春期、青年期の各ライフステージに応じて、切れ目なく支援を行うことなどを主な柱としています。

令和7年度が初年度の計画となりますが、引き続き、教育委員会や各学校などとも連携を密にした中で、しっかりこども・子育て世代への取組みを進めていきたいと考えております。

なお、本計画書は順次、関係機関などへの配架を行うとともに、概要版は、町内の各世帯へ全戸配布、やさしい版につきましては、各学校などを通じてこどもたちへ紙や電子媒体での配布を予定しています。

本計画書を多くの方に手に取っていただき、知っていただくため、しっかり取組みを進めていくためにも、様々な機会を捉えて、広く周知を行っていききたいと考えております。

報告は以上です。

教育長) ただいま事務局から報告のありました件につきまして、ご質問等があればお願いします。

<質疑応答>

トーリー委員) カラーになって、すごくきれいで、見やすくなりましたね。ありがとうございます。

それで、概要版を町内全戸に配るといいますが、回覧板とかですか。もし自治会に入っていない方は漏れてしまうけど。どういうふうに配られるのでしょうか。

子育て支援課長) こちら、広報4月号と併せて、全戸に配布ということを考えています。

以上です。

トーリー委員) 広報だと、町内会に入っていないと回らないんじゃないか、その辺はどうでしょうか。

子育て支援課長) そうですね、ご指摘のとおり、回らない部分もあるので、併せて、ホームページであるとか、あとは SNS、電子媒体なんかも含めて、いろいろと周知のほうを行っていききたいというふうに考えています。

以上です。

トーリー委員) 分かりました。ありがとうございます。

櫻田委員) ご説明ありがとうございました。非常にきれいな資料が素晴らしいと思います。

1点質問なんですけれども、今、子どもに対する施策というのが、国とか地域によってかなり違っているということがあると思います。

大磯町は、これが売りなんだという、そういうこども計画というか、施策というのは何かあるのでしょうか。

子育て支援課長) なかなか、厳しいご指摘というか、お答えしづらいところはあるのですが、町も「こどもまんなか宣言」ということも行っておりますので、これが目玉だということころは、ちょっと現時点では難しいんですが、子どもを真ん中に、子どもの意見を尊重して、子どもが自分らしく暮らせる町というんですかね、そういった子どもの主体性、こういったものを育むような取組みということをこれから進めていきたいというふうには考えております。以上です。

櫻田委員) ぜひ、何かこれが目玉だというのをつくっていただけるといいなというふうに感じました。

以上です。

子育て支援課長) ちょっと補足でご説明させていただきます。

一応、来年度、目玉となるかどうかというのは、ちょっと、またその結果ということころもあるかと思うんですが、まずは、子どもの意見を尊重するというので、こどもまんなかというところの講演会。まずは、広く多くの方に知っていただくということで、講演会というものを考えております。

さらに、子どもの主体性というところで、こども・若者みらいわくわく提案事業ということで、子どもからしっかり、思い、それから提案というのを、我々、町のほうでも受け止めた中で、また、それを実現していくと。そういったところを一緒に取り組んでいく、そういった事業なんていうのも考えております。

また併せて、子どもだけではなくて、妊産婦、産後ケアであるとか、産前・産後サポート、それから、青年期ですね、ヤングケアラーであるとか。そういったところを幅広くライフステージに応じて切れ目ない支援というところを考えております。

以上です。

教育部長) 少し、学校教育のほうで補足をさせていただくと、こども計画ができて、これから、この「こども・子育て応援アクションプログラム」に、いろいろな各課の事業が入って来るんですが、学校教育課で言いますと、お話があったとおり、大磯式部活動。これも県内をはじめ、全国からも問い合わせがあるほど、この形でやるのはなかなか珍しい形になっております。

それから、今、学校の給食の無償化というのは全国的に始まっていますが、大磯町の場合、中学校のほうの給食というのは実際はやっていないんですが、保護者の経済的負担ということで、1食300円ずつ補助しているというのは、これはなかなか全国でもあまりないのかなというふうには思っております。

それから、あともう一つ、これも直接うちではないのですが、非常に、小学校の保護者から好評を得ている、朝の居場所づくりという、学童保育の朝版みたいな、簡単に申し上げます。それをやっているのは、全国的にあまりないので、その辺が一つ売りになるのかなということで、学校教育からはそんな感じがしております。

櫻田委員) ありがとうございます。実際に何をしているのかなというのが、分かるようなアピールというか、それがあると非常にいいなと思いました。

今のご説明で分かりました。ありがとうございます。

教育長) よろしいでしょうか。

【報告事項第6号 いじめに係る対応等について】

教育長) それでは、報告事項第6号『いじめに係る対応等について』を議題とします。

報告事項第6号については個人情報を取り扱う内容となりますので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項及び大磯町教育委員会会議規則第12条の規定により、秘密会としたいと思いますが、いかがでしょうか。

各委員) 異議なし。

教育長) ご承認いただきましたので、報告事項第6号については、秘密会といたします。

傍聴者は退室をお願いいたします。

暫時休憩します。

～ (秘密会) ～

教育長) それでは、休憩を閉じて、公開の会議を再開します。

ただいま、秘密会において、報告事項第6号『いじめに係る対応等について』の報告の報告がありましたことをご報告いたします。

【議案第26号 教育委員会事務局職員及び教育施設等の職員の人事異動について】

教育長) それでは、付議事項の審議に戻ります。

議案第22号『教育委員会事務局職員及び教育施設等の職員の人事異動について』は人事案件となりますので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項及び大磯町教育委員会会議規則第12条の規定により、審議については、秘密会としたいと思いますが、いかがでしょうか。

各委員) 異議なし。

教育長) ご承認いただきましたので、議案第26号の審議については秘密会といたします。

傍聴者は退室をお願いいたします。

暫時休憩します。

～ (秘密会) ～

教育長) それでは、休憩を閉じて、公開の会議を再開します。

ただいま、議案第 26 号『教育委員会事務局職員及び教育施設等の職員の人事異動について』の審議が、原案どおり承認されましたことをご報告いたします。

【その他】

教育長) 次に「その他」について、何かございますでしょうか。

それでは、事務局からお願いします。

教育部長) 次回の教育委員会定例会は、4月17日、木曜日、午後1時30分から、福祉センターさざれ石で開催予定です。4月は、訪問はございません。

教育長) それでは、以上をもちまして、令和6年度大磯町教育委員会第12回定例会を閉会いたします。お忙しい中、長時間に渡りご審議いただきまして、ありがとうございました。お疲れさまでした。

(閉会)

会議の経過を記載し、その相違ないことを証しここに署名する。

令和7年4月17日

教 育 長 府 川 陽 一

教育長職務代理者 トーリー 二 葉

委 員 武 沢 護

委 員 鈴 木 孝 善

委 員 櫻 田 京 子
